

第7回世羅町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和3年7月26日（月）13時30分から

2. 開催場所 世羅町役場 南館3階 会議室2

3. 出席委員 13人

会長 1番 内海 武博

会長職務代理者 2番 作田 博 3番 折元 文則 4番 上野 恒

5番 安井 弘之 6番 夏見 弘則 7番 得納 逸二

8番 宮丸 和也 9番 鈴木 義昭 10番 萩田 光

11番 日南田貴美 13番 桜井 陽子 14番 島津 健治

農地利用最適化推進委員

4. 欠席委員 12番 吉儀 良弘

5. 議事録署名委員の指名 2番 作田 博 3番 折元 文則

6. 議事日程

第1 付議事項

議案第39号 世羅農業振興地域整備計画変更に対する意見聴取について

議案第40号 農地法第3条の規定による許可申請について（6件15筆）

議案第41号 農地法第4条の規定による許可申請について（1件1筆）

議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請について（5件7筆）

議案第43号 非農地証明申請について（2件2筆）

議案第44号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地
利用集積計画について（利用権設定）

議案第45号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定
による農用地利用配分計画案について（利用権設定）

第2 協議事項

（1）下限面積（別段の面積）の設定について

（2）農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について

第3 報告事項

（1）農地法第18条第6項の規定による通知について

（2）農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

（3）農地転用（農業用施設）届出書の受理について

（4）農地法第5条の規定による許可条件の履行延期について

（5）農業相談について

第4 連絡事項

（1）今後の日程

7. 出席農業委員会事務局職員 事務局長 大原幸浩・係長 城西 隆志・主査 澤井唯華

8. 委員・事務局職員以外の出席者 産業振興課 後迫 洋行

9. 傍聴者 なし

10. 会議内容（議長 1番 内海 武博）

（開会）

13時31分

事務局 定刻となりましたので、農業委員会総会の方を開催いたします。総会を開催する前に、7月1日より日南田貴美さんが新たに農業委員に任命されましたのでご報告いたします。日南田さんから一言ご挨拶をお願いいたします。

日南田委員 黒渕の日南田貴美と申します。10年前に黒渕の方へ帰ってまいりました。今回、この様な大きなお役をいただいて、ほんとに勉強不足で皆様の足手まといにならないよう、気を付けて勉強させて頂きますのでよろしくお願ひいたします。
(拍手)

事務局 ありがとうございました。

では、総会に先立ちまして注意事項といたしまして、総会中は携帯電話の電源を切るかマナーモードになっているかの確認の方お願ひいたします。また、総会中、席を立たれるときは、議長の了解を得て退席をしてください。それから当日の配布資料とあわせて、議案集19・20ページの議案差し替えをお願いいたします。

では会長、挨拶をお願いいたします。

会長 はい、あらためて皆さんこんにちは。暑い日がほんとに続いておりまして、作業も大変だろうというふうに思います。私も疲れ果てておりますが、熱中症等々気をつけて作業をして頂ければと思います。お手元の方へ資料をお配りしていますが、「所有者不明土地 解消へ長期戦」(読売新聞6/11)、所有者が不明な土地の解消に向けて、相続登記を義務化する改正不動産登記法などが今国会で成立した。2024年までに施工される予定であるけれども、所有者がわかつてない土地は広大で、登記を促す取り組みは長期戦と。それからもう1つ、太陽光について、「太陽光発電目標上積み」(読売新聞7/16)、それから「発電コスト太陽光最安」(7/13)と言うような記事ですが、やっぱり太陽光については推進をされるんだろうと言うようなことが垣間見えます。先日、太陽光については追加記事がありましたのでまた、来月お持ちしたいと思っております。13日の一番下の方、条件が悪い場所で大規模太陽光を建設する場合の費用増は盛り込んでいないとあります。太陽光発電がありきと言うことで進んでいるような感じを受けざるを得ないと言うふうな記事になっております。というふうなことがありましたのでまた読んで頂ければと思います。

議長 それでは第7回農業委員会総会を開催いたします。現在、在任委員は14人、今日の出席は13人です。12番吉儀委員さんからの欠席の報告がありました。世羅町農業委員会会議規則第6条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので総会は成立をいたします。

本日の総会の議事録署名は、2番作田 博委員さん、3番折元 文則委員さんにお願いします。

(報告事項)

議長 続きまして、付議事項に入る前に他の権利設定の関係から「報告事項(1)農地法第18条第6項の規定による通知について」事務局の報告を求めます。

事務局 はい、議案集94ページをご覧ください。「報告事項(1)農地法第18条第6項の規定による通知について」いわゆる合意解約の関係についてでございま

す。(以下資料により朗読説明。) 1 件目、■さんと■さん、農地は地籍調査中のため仮地番ですが、3 条の所有権移転により耕作者の後継者が取得予定。2~17 件目、広島県農林整備農業振興財団(農地中間管理機構)との解約で、4・5・8 件目は他へ耕作依頼、7 件目は転用予定、10 件目は賃借料無償から有償へ変更、11~17 件目は自分で耕作をされる予定です。報告については以上です。

議長

はい、次に付議事項に入りますが、新型コロナウイルス感染症対策のため、推進委員は 1 名のみ入室し、事務局の説明及び推進委員からの報告を受け、案件ごとに質疑応答まで行いたいと思います。また、待機場所が密となるため、報告が終わられた推進委員は、お帰りいただすこととしますのでよろしくお願ひします。もう一つ、先月もお話ししましたけれども、議事以外の質疑については、総会終了後にお願いします。という事でございます。

(付議事項)

(議案第 39 号)

議長

それでは、議案第 39 号「世羅農業振興地域整備計画変更に対する意見聴取について」を議題といたします。この議案は世羅町長より依頼されており、農業委員会の意見を求められています。この件については、世羅町産業振興課より説明をお願いします。

産業振興課

失礼します。産業振興課産業振興係の後迫です。今年度からこちらの業務を担当いたします。皆さまよろしくお願ひいたします。それでは、議案第 39 号「世羅農業振興地域整備計画変更に対する意見聴取について」の説明をさせていただきます。農業振興地域整備計画変更につきましては、農業振興地域の整備に関する法律施行令により農業委員会の意見を聞くこととなっております。これらの法律に基づきましてこの度、意見照会をするものでございます。お手元の資料 1 ページ、世羅農業振興地域整備計画変更理由書が概要となっております。今回農用区域から除外するものは、一部除外を含む 4 件 4 筆。除外理由の内訳としましては、墓地用地が 1 件、駐車場及び資材置場用地が 1 件、宅地用地が 1 件、太陽光パネル発電設備が 1 件でございます。なお、この度、農用地区域に編入するものはございません。3 ページからごらんください。なお、6 ページからは位置番号順に位置図を付けておりますので、こちらの方併せてご確認ください。最後のページ A3 の地図にはおおよその場所がわかるように印を付けておりますのでこちらもご確認いただければと思います。今回、世羅農業振興地域整備計画から除外いたすものは次のとおりです。位置番号 1、大字宇津戸字山桑沖 2808 の一部、48 m²、除外理由は墓地用地です。位置番号 2、大字安田字木正田 10417-28、1,116 m²、除外理由は駐車場及び資材置場用地です。位置番号 3、大字重永字橡木 2011 の一部、479 m²、除外理由は宅地用地です。位置番号 4、大字山中福田字宗畑 699、876 m²、除外理由は太陽光パネル発電設備設置です。以上、除外します全ての合計面積は、2,519 m²でございます。今回除外になるものは、農地法第 13 条の第 2 項の全ての要件を満たしております。以上、世羅農業振興地域整備計画変更の案件

でございます。以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

- 議長 はい、産業振興課からの説明が終わりました。質疑、意見はありませんか。
議長 ございませんか。
議長 現案が適当であると答申するものとして取り扱いますがよろしいですか。
議長 それでは、採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。（全員挙手）
議長 はい、ありがとうございました。賛成多数により現案が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱います。ありがとうございました。

（議案第 40 号）

- 議長 それでは、議案第 40 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」（6 件 15 筆）を議題といたします。

（議案第 40 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の内容）

譲受人	譲渡人	理由（渡・受人）	現地調査委員	現況地目	地積
[REDACTED]	[REDACTED]	（渡）農業後継者がなく耕作者へ譲りたい。 （受）現在、耕作を行っており購入し規模拡大をしたい。	勝見・黒木啓・藤高	田 1 筆	1,576 m ²
[REDACTED]	[REDACTED]	（渡）高齢で耕作困難、後継者も会社勤めをしている。 （受）居住地に接しており、野菜作りに適した農地のため。	勝見・黒木啓・藤高	畠 5 筆	1,264 m ²
[REDACTED]	[REDACTED]	（渡）高齢で耕作困難となり、農業後継者がない。 （受）法人の構成員であり、今後も法人で耕作する。	黒木啓・勝見・藤高	畠 1 筆 田 1 筆	6,930 m ²
[REDACTED]	[REDACTED]	（渡）遠方に居住しているため、耕作できない。 （受）経営拡大し、果樹の作付けし利用したい。	藤高・勝見・黒木啓	畠 1 筆	501 m ²
[REDACTED]	[REDACTED]	（渡）農業後継者がいない。居住地から遠方の為、譲渡したい。 （受）以前から特定作業受託で耕作し、所有者から譲渡の相談もあり、住居地から近い。	原田・黒木清・横奥	田 5 筆	6,708 m ²
[REDACTED]	[REDACTED]	（渡）高齢により耕作困難となり、後継者もなく自宅から遠距離。 （受）父が利用権設定し営農を行っており、居住地から近く所有権を得て安定して農業を行いたい。	堀田・是竹・湯川	田 1 筆	3,256 m ²

議長 報告をして頂く推進委員さんの入室をお願いします。（推進委員入室）

議長 はい、それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、それでは、議案集 1 ページ目をご覧ください。議案集 1 ページ目の 1 件目、2 件目につきましては現地調査員が同じでありますので、併せて説明の方をさせて頂きます。（議案集により 1・2 件目について朗読説明。）

事務局からは以上です。

議長 はい、1件目と2件目について、勝見委員さんより報告をお願いします。

勝見委員 はい、では失礼いたします。7月21日に黒木委員さん、藤高委員さんと3人で現地を確認しています。1件目の■さんについては、現在、利用権設定をして耕作されておりますので、特に問題はございません。

2件目の■さんの所も、適格に農地として管理されており、特に問題は無いと思います。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。1件目と2件目について、質疑、意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。
(推進委員退室)

議長 次の報告をして頂く推進委員さんの入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 はい、それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、それでは、議案集1ページ目をご覧ください。(議案集により3件目について朗読説明。)

議長 はい、3件目について、黒木啓之委員さんより報告をお願いします。

黒木啓委員 はい、7月21日18時頃、勝見委員、藤高委員と現地を確認しております。先ほどもありましたように法人の構成員が譲受人になっており、法人との利用権設定をして管理するということで問題ないと思います。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。
(推進委員退室)

議長 次の報告をして頂く推進委員さんの入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 はい、それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、それでは、議案集2ページ目をご覧ください。(議案集により4件目について朗読説明。)

議長 はい、4件目について、藤高委員さんより報告をお願いします。

藤高委員 はい、失礼いたします。現地の方の確認は、21日午後6時頃、勝見委員、黒木委員、私と3名で現地を確認させてもらいました。現況は20ページの方に写真の赤で囲んだ線内、管理されていた譲渡人のお母さんが亡くなられた後、近隣等へ迷惑が掛からないために防草シートを全面に張られて管理されているような状況がありました。その他、全く気になる事はありません。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。

議長 ありませんか。

- 議長 はい、質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。
(推進委員退室)
- 議長 次の報告をして頂く推進委員さんの入室をお願いします。(推進委員入室)
- 議長 はい、それでは事務局の説明を求めます。
- 事務局 はい、それでは、議案集 2 ページ目をご覧ください。(議案集により 5 件目について朗読説明。)
- 議長 はい、5 件目について、原田委員さんより報告をお願いします。
- 原田委員 はい、それでは、議案 40 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、先日 7 月 16 日に黒木推進委員、槇奥推進委員と私と共に、本議案に係る現地調査を実施いたしましたのでご報告いたします。まず、現地の状況でございますが、当該農地は 5 筆となっておりますが、実際の農地枚数は 4 枚となっております。これは、独自で整備をされたものと思われるところでございます。農地の状況は、畦畔は草が伸び放題となっており、田植えはしてあるものの、稻と同程度伸びた雑草、ほぼ全面にクサネムが繁茂して、田植え後の水田管理が行き届いてないように見受けました。このように、当該農地を、譲受人に対しては、ずさんな水田管理をする農家と言う巷の評価が定着しており、確認できたトラブルや聞き及んだ事項を参考のためにちょっと挙げてみますと、まず 1 つ目、農地中間管理機構の斡旋により、農業委員会の利用権設定を契約した貸し手の方なんですが、昨年田植はしたものの、以後水田管理が行き届いてなく雑草は伸び放題になったまま秋の収穫期を迎えましたが、収穫作業も途中で打ち切られ、その後、稻は収穫されることなく年を超えた。そして、農地の貸し手である農家は状況を見かねて農地の利用権設定を解除し、他の農家と新契約を結び、新しい引き受け農家が放置された稻と雑草を刈り倒し、焼却処分をいたしました。そして今年度の田植えによくやくこぎつけたような状況でございます。しかし、この件では、まだ問題がありまして、貸し手の農家が利用権設定により受け取るべき昨年度の利用料が、未だ支払われていないと言う問題が残っております。勿論、貸し手の農家といたしましても、世羅町の農地中間管理機構への相談を持ち込んでいますが、早急の解決には至っておりません。私も世羅町の推進委員として、農業委員会及び農地中間管理機構へ同等説明と打開策を探して訪ね、6 月初旬に現物を支払うと言う情報が流れてまいりましたが、今日現在、未だ実行されておりません。それで、次の報告ですが、譲受人が耕作する田圃の畦畔を猪が壊し、水路を大量の土砂で埋め尽くしても、普段から管理に来ないので、下流の耕作者は、水管理が非常に困難となっております。共同の水路だから、水路の管理とか水の当てっぱなし等、隣接する農家の方も良好な管理を望んでおられました。更にもう一つ、畦畔の草刈をしないので、近隣の農家から嫌われるケースがある。最近ですから中山間直接支払い制度とか、多面的制度など、地域の景観を良くしようというふうな観点から、もうちょっと積極的な畦畔の草刈が必要ではなかろうかと思っております。最後にもう一つ、田植え準備のために民家の前を通る町道、これは民家の唯一の生活道なんですけども、これを田圃での作業のために農機具を行ったり来たり

させておりましたが、土を落としても全く掃除をしないと言う苦情もありました。以上のように、世羅町のれっきとした認定農家にしては、農業に対する取り組み姿勢、地域の農業の担い手としての認識、農地の貸し手からの期待、信頼に答えるだけの技量・使命感が不足しているのではなかろうかと言わざるを得ないと判断をいたします。したがって、農地の譲受がなされたあつきには、隣人の地権者となるために、農地が隣接する農家は、非常に複雑な心境と思われます。我々、推進委員といたしましても非常に判断が難しく、今回の報告は、現地調査事項と譲受人を取り巻く出来事、及び近隣農家の心情の一端を述べまして、3名の推進委員の一致した意見とさせて頂きます。なお、最後にもう一つですね、申し上げたいことがございまして、今回最初に申し上げた、収穫を途中で放棄されて、土地の利用料が未だ未納の件につきましては、農家では成す術がなく、泣き寝入りするしかない状況にありましたが、農業委員会の利用権設定の書式に則り契約した案件だから、農業委員会がもっと積極的にトラブル解決への仲介の労を執るべきだと思います。このような問題発生には、被害農家の唯一のよりどころは行政、つまり農業委員会ではないでしょうか。農業委員会の機能・指導力の強化と言うものにつながるのかも知りませんが、農家と密接な関係を持つ我々推進委員、皆さん方、農業委員さんの立場からも、農家が抱える諸問題に積極的に寄り添える、強い指導力が必要ではなかろうかと思いますが如何でしょうか。それで、ちょっと長くなるんですが、今日のいただいた資料の中（21ページ）にですね、「農地法第3条申請調査書（申請書及び申請時聞き取り内容より）」というものがあって、これはどなたがマルをしたのか知りませんが、第4号の農作業常時従事（権利を取得しようとする者が農業経営に必要な農作業に常時従事すると認められない場合）の所、第7号の地域調和（周辺地域の農地等の農業上の効率かつ総合的な利用の確保に支障が生じるおそれがあると認められる場合）が、該当しない。となっておりますが、ちょっとここは私たち推進委員にしても疑問が残るところでございます。以上、ちょっと長くなりましたが、3名の委員の報告とさせて頂きます。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。

議長 事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。

議長 はい6番委員さん。

6番 はい、6番夏見です。先ほど原田委員からの報告でちょっと私も心が痛みました。先般、私、意見させてもらいましたけど、結論から言いますと、原田さんが言われる通り、全くこれを書類を受ける際に、ただ書類がスルーしたと言わざるを得ない。大変悲しい事です。で、ちょっと本当に私たち農業委員もそうなんですけど、書面を受け取る時の、やはり事前チェック、これがどうであるのか、ほんとに精査する必要があると思います。これが出来てないのでここへ持ってきてている。それから一番はじめにありましたけれども、■さんの利用権設定がありましたけど、やはり、意見されている所については真摯に事務

局も受け取って、中身を精査すると言う前向きな姿勢があってほしい、もう2度とこの意見は出してもらいたくない。以上です。

議長

10番

はい10番委員。

はい、10番荻田です。以前から問題のあるという話は農業委員会でもあつたんですが、現地調査の原田委員の意見ですと、非常に問題があるという認識に捕らえました。それで、夏見委員も言われるように以前からも問題あるが、事務局としては受けられたという事がある。まず、私たちですね、動かんといけんところもあるんじゃないかと思います。やはり色々調査して適しているのかどうかと言うのをもう少し判断した方が良いんじゃないかと思います。如何なものでしょうか。

議長

事務局

これについては、何か見解ありますか。

はい、事務局の方から。申請書を出される前に譲渡人さんの■さんの方からも、何度か連絡の方がございまして、実際、譲渡人の自分が、管理も出来ていない状態で、自分が出来ないし、農地を所有してもなかなか難しいと言う所の話が、事前に譲渡人の■さんからご相談の方いただいておりました。その中で、今も作業受委託で作っていただいている■さんと連絡を取らせていただいてこちらの方の方へ作っていただいている以上は購入と言う形で検討して頂きたいというようなところを、■さんと話はしているんだというようなどころで、当初、この話は頂きまして、その後は譲渡人さんからも何度もか、■さん譲受人さんの方に連絡をさせていただいて、その中で、■さんの方も、こうした話もある中で今まで特定作業受委託でやっている事もございますので、購入を決められたと言うふうには聞いております。申請書の出た段階では、一応、事務局の方も現地の方の確認は勿論させていただいて、今回付けさせていただいている写真については、申請がありまして、すぐに24、25ページなりますが、その段階ではそんなに今回最適化推進委員さんが見られた時期が違いますし、草の伸びる時期も違うとは思いますが、その段階ではそんなに、いくらか草は刈られていると言うような感じではございましたので、そう言った所で、26ページにも上げさせていただいております調査書につきましてはそう言った所で整理させてもらいつつ、4号・7号についても該当しないと言うふうにさせていただいている状況でございます。こちらの方は以前から、特定作業受委託ずっと耕作をされている所という事もございましたので、その中で、今まで作業受委託の中でもそう言ったことはすみませんが、私も4月からなものでご意見、ほとんど管理が出来ていないかどうかというようなご意見があったかどうか、すみませんが分らない部分もありますが、そう言った所で、本人さんにも勿論、そう言った状況とかが出来ていると言う話と、管理が出来ていない農地もあるというような話は、勿論、■さん方に話をさせてもらう中で、上げて伝えさせていただいている状況でございます。以上です。

議長

6番

6番委員さん。

今、事務方の方から説明がありましたけど、原田さんが言われている問題について、■さんと話をした結果、事務局としては、周りの人の事を含めて改

善が出来ている、又は出来ると言うふうに言い切れますか。7月16日に原田さんは現地確認されてるんですが、原田さんは現地の管理は出来ていない。言うふうに言い切られますけど、事務局は出来ていると、今、言いましたよね。そこの差は何なんですか。

事務局 はい。確認させていただいた時期が違うので、草の伸びがどうしても盆前時期であるとどんどん伸びていくと言う所もあると思いますので、そう言った所で、草の管理については誤差が出ていると言うか、認識が違う所が出て来ているんではないかと思います。ただ、どうしても必ず出来るかどうかという事になると、100%出来るというような話には、前提ではさせていただいておりますけど、そこがどうか、必ずかどうかと言う話になると、どうしても約束の方は、出来ない状態になると思います。

6番 事務局が、そう言うね、言い方をしたら、全てがそういう方向へ向いてしまいますよ。やはり、今ね、みんな借りた土地については、一生懸命管理しながらやっておられる方が多いと、その中の一部の人がそういう方向で「まあ、いいよ。」と言う判定をしてしまうと、そっちの方へ、そっちの方と言うのは楽な方へ物事は崩れていきます。だから決めごとを作っているんじゃないですか。

5番 よろしいですか。

議長 はい、5番委員。

5番 5番の安井です。この■さんという方は、なにか特別な理由があつて出来ないんか、それとも元気なのにですかね。例えば手が回らない。そう言った状態なんですかね。

議長 それについては。

5番 個人でやってられるんですよね。

事務局 いえ、個人ではなくて、会社でされておられます。病気とかいうことはないと思うんですけど、体調を崩されて連絡が取れなかつたと言う時期が、一時期あったと言うふうには、お伺いしたことがあります。

5番 事務局から見てどんな状態なんか、言うのが、分かってもらわんと私等もちよつとね、判断が難しいですよね。いろんなトラブルが起こったときに、理由いうのがわからんと。

事務局 この申請をしていただいている農地については、今まで特定作業受委託でされている経緯もありますので、多分2年か3年くらい作業されているので、そういう所の水の流れとか、そう言った必要な所はご承知なのかなと言うふうには思います。それで今まで特定作業受委託でされているので、どうだったかというのは分らない部分もありますが、譲渡人の■さんは、話が出来て特定作業受委託の関係で発生する費用的な話については双方で出来るんじゃあないかと言うふうには思います。

議長 はい、10番委員。

10番 はい、10番荻田です。今の件ですけど、写真を見る限りでは、事務局が言われたようにそんなに荒らしているような状況ではないような気がします。そ

れで後々の管理がどうなってくるのかと思ひますけど、■さんも■という事で、よその地域で、田圃を誰か買ってくれんかと言うような感じだと思います。管理がうんぬんかんぬんと言うのは地元でないので全然分かってないというような認識を私は持ちます。この件は、1ヶ月くらい延ばしてですね、会長さんとか、副会長さん、現地調査委員さんとか、一緒にヒアリングしてならどうですか。こういうことで審議しても、調査委員の方が、いけない、この人は、いうような言い方ですから、早く言えば。問題あるんじゃあないか。いうような感じなんで、そういう事になると私等ちょっと審議しかねますよね。もう少しちょっとヒアリングなり■さんとして、この3・4カ月ずっと、この耕作者の名前が挙がっているような気がします。4月以降知らなかつたという事務局の方もあるでしょうけど、その後にも出て来たような気がします。非常に根は深いんじゃあないかな言うふうな気がしますんで、もう少し話をして、農業委員として、事務局じゃなしに農業委員会として話をされたらいかがなもんでしょうか。

議長 はい、ちょっとこの件につきましては暫時休憩として、少し話をさせて頂きたいと思います。40分ぐらいまでの時間を休憩してください。

原田委員 ちょっと、その前にちょっといいですか。

議長 はい、原田委員。

原田委員 その前に、ちょっと時間を頂きまして、もうちょっとだけ説明をしたいと思うんですが、私が、我々3人の推進委員はですね、この土地の譲受者を排除しようとする先入観で言ふるんじゃないんです。兎に角、そこにありますように、調査書、特に第7号地域の調和、これをですね、地域に入ったら、今度新しく契約して売買できたら地域へ入られるんですが、地域へ入られたらやっぱり地域のルールに従ってですね、皆が、上流の人も、下流の人もですね、皆が水を分かち合えるようなですね、名のあるものですね、してほしいと思うんです。それで、冒頭に申し上げました、約束違反、契約違反もあるんですが、そこらもですね、農業委員会の力と言ってはどうかとも思うんですけども、強い指導力をもってですね、これからあれに繋いでほしいと思うんです。それでないと、田舎はですね、持ちこたえられんようになるんですよ。ほんとに農家は。という事を最後に申し上げまして、以上です。

議長 はい、10番。

10番 私もそう思います。ただ■さんがこの土地を今回、許可しなかったということになると、それじゃあこの土地はどうなるんですか。結局、1年ちょっと前に、農家からどんどん規模拡大して、救世主のような感じでとらえられる。まあ、ここにきて、ちょっとというようなことがみえるんですけど。私も排除しようとか、■さんがいけないとかいうことじゃなしに、もう少しやり方とか、その地域的なこととか、農業の取り組み方とか、農業委員会から指導すべきではないのかなというような気がします。はい、以上です。

議長 はい、それも含めてすこし休憩してください。 (暫時休憩 14:25)

(再開 14:36)

- 議長 はい、休憩を閉じ、会議を再開します。話し合いをさせて頂きました。結果、この案件については、当該の方に来ていただいて、委員会としてではなく、この席ではなくて、我々役員と事務局が話し合いをさせて頂くところやうふうなことに決めました。この案件につきましては、今月は受理せずに来月以降になるということで決めさせていただければと思います。大変、貴重な意見をたくさんいただきましたので、それについては、こういった意見が出たよと言う話をさせていただいて、決意等々聞かせていただいて、それについて、8月の総会でお話できればと思っておりますのでよろしくお願ひします。当然のことながら、■さんが、出来ると言わればそれを信用するしかないということと、それが出来ないということであれば、この案件については認めないという形になるんだと思います。ということで、事務局の方で補足があれば。
- 事務局 はい、先ほど会長からもありましたように■さんとの意見聴取の日程とかにつきましては、事務局の方で調整の方をさせていただいて、会長、副会長の役員と事務局で、意見聴取の方を行わせて頂きたいと言うふうに思いますのでよろしくお願ひいたします。
- 議長 よろしゅうございましょうか。
- 10番 もう、議決しないという事ですね。
- 議長 この件について、今月はしないという事でございます。
- 10番 はい分かりました。
- 議長 よろしいでしょうか。
- 議長 それでは推進委員の方、ありがとうございました。
- 議長 では、次の報告をして頂く推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)
- 議長 はい、それでは事務局の説明を求めます。
- 事務局 はい、それでは、議案集2ページ目をご覧ください。(議案集により6件目について朗読説明。)
- 議長 はい、それでは6件目について、堀田委員さんより報告をお願いします。
- 堀田委員 失礼いたします。只今の3条申請につきまして、7月15日午前9時に堀田とは竹委員、湯川委員、3名で現地調査を行いましたのでご報告を申し上げます。現地は■の一番上側になります。■さんの自宅から見て真向こうの谷あい、山の谷あいにございます。■ということで一筆ですが、現地へ行ってみると、現状は3枚の田圃が1枚になっているということでございます。今、事務局から説明がありましたように、この土地は申請人の■さんのお父さんが、利用権設定をして、現在耕作をされているようございます。引き続き、娘さんになりますけども所有権移転をして、営農継続したという事でございます。現地の状況を見まして、この申請人以外には、中々ここに入って耕作をしてくれる人はいないだろうと言うふうに思え、優良農地管理の観点から、この申請は妥当なものであると言うふうに、3名で結論した次第であります。以上でございます。
- 議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑、意見はありませんか。

- 議長 ありませんか。
- 議長 はい、質疑がないので、推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。
(推進委員退室)
- 議長 はい、それでは、採決いたします。先程の5件目の件は延期でそれ以外の案件について、申請どおり許可として取り扱う事に賛成の方は挙手をお願いします。
(多数賛成)
- 議長 はい、ありがとうございました。賛成多数により、申請どおり許可するものとして、取り扱います。ありがとうございました。

(議案第41号)

- 議長 続きまして議案第41号「農地法第4条の規定による許可申請について」1件1筆を議題といたします。

(議案第41号農地法第4条の規定による許可申請内容)

申請人	台帳地目等	転用目的等	現地調査委員	現況・種別等
[REDACTED]	田 300 m ²	●広島県農業会議「意見聴取案件」 農業用施設 (パイプハウス、農機具保管・ 資材置場、洗車場) (始末書提出)	亀田・上羽場	現雑種地、第1種農地 農用地区域用途区分変更済

- 議長 報告をして頂く推進委員の入室をお願いします。
(推進委員入室)
- 議長 はい、それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 はい、それでは議案集32ページをご覧ください。議案第41号「農地法第4条の規定による許可申請について」です。こちらの方の案件は、広島県農業会議への意見聴取案件となります。(議案集により朗読説明。)以上です。
- 議長 1件目について、亀田委員さんより報告願います。
- 亀田委員 はい、7月23日(金)に、上羽場委員と現地確認に行ってまいりました。写真にあるように一部が、パイプハウスが建った状態で、その他は、特に異常があるような所は見受けられませんでした。以上です。
- 議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。
- 議長 ありませんか。
- 議長 質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。
(推進委員退席)
- 議長 それでは、採決いたします。申請通り許可として取り扱う事に賛成の方は、挙手をお願いします。
(全員挙手)
- 議長 はい、ありがとうございました。全員挙手により、申請どおり許可するものとして取り扱います。ありがとうございました。

(議案第42号)

- 議長 続きまして議案第42号「農地法第5条の規定による許可申請について」(5件7筆)を議題とします。

(議案第42号の内容「農地法第5条の規定による許可申請について」)

譲受人	譲渡人	台帳地目等	転用目的等	現地調査委員	備 考
[REDACTED] (所有権移転)	[REDACTED]	田 1 筆 450 m ²	宅地	龜田・正迫・上羽場	第 2 種農地 農用地区域除外
[REDACTED] (使用貸借権設定)	[REDACTED]	田 1 筆 416 m ²	資材置場	龜田・正迫・上羽場	第 2 種農地 農用地区域外
[REDACTED] (所有権移転)	[REDACTED]	田 1 筆 900 m ²	●広島県農業会議「意見聴取案件」 野菜加工施設	松尾・垣内	第 1 種農地 農用地区域外消
[REDACTED] (所有権移転)	[REDACTED]	田 2 筆 1,784 m ²	●広島県農業会議「意見聴取案件」 野菜加工施設	松尾・垣内	第 1 種農地 農用地区域外
[REDACTED] (所有権移転)	[REDACTED]被相続人	田 2 筆 2,028 m ²	●広島県農業会議「意見聴取案件」 野菜加工施設	松尾・垣内	第 1 種農地 農用地区域外

議長 報告をして頂く推進委員の入室をお願いします。 (推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集 40 ページをご覧ください。こちらの 1 と 2 につきましては、現地調査員が同じ方でありますので、1 件目と 2 件目併せてご説明させて頂きます。(議案集により 1 件目と 2 件目について朗読説明。) 以上です。

議長 1 件目と 2 件目について、龜田委員さんより報告願います。

亀田委員 はい、7 月 23 日(金)に、上羽場、正迫両委員と現地確認に行ってまいりました。設計図通りに建物が建てば特に問題があるようには感じませんでした。周りの農地も譲渡人の方が全部耕作されておりまして、日照なども問題ないということでした。

2 件目も、資材置場なので、この設計図通りに完成すれば、特に問題があるようには感じませんでした。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。1 件目、2 件目について、質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。 (推進委員退席)

議長 次の件の報告をして頂く推進委員の入室をお願いします。 (推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集 41 ページをご覧ください。3 件目から 5 件目については、広島県農業会議への意見聴取案件となります。また、同一事業主となりますので、一括で説明させて頂きます。(議案集により 3 件目から 5 件目について朗読説明。) 以上です。

議長 3 件目から 5 件目について、松尾委員さんより報告願います。

松尾委員 それでは失礼します。7 月 24 日に、私と垣内委員さん 2 名で現地に赴きまして確認してまいりました。場所は、元、[REDACTED] があったんですが、その西側、[REDACTED] といえば一番広い田園地帯の一角でございます。土地の造成、擁壁の工事をされる。周辺の農地の日照・通風の支障は特に問題ないというふう

なことは確認しました。用水の計画でございますが、これは地下水の汲み上げということでボーリングでございますね。これで使用すると。排水計画でございますが、既存の水路へ放流するということでございます。そして、汚水・生活雑排水については、合併槽で処理をすると、それから、工場から出る汚水処理施設は3層分離槽で処理をするということでございます。ちょっと私が一つ思ったのですが、漬物というのは、塩をたくさん使うということで3層分離方式で完全に塩分を除去できるのかということが一点、疑問でございました。以上簡単ですが、ご報告させていただきます。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 はい5番委員。

5番 5番安井です。これ、漬物工場じゃ言われたんですか。

事務局 野菜加工です。

5番 この地域の野菜を確保するために現地へ工場を作るという感じですか。

事務局 はい、この加工施設を作られる以前からですね、いくらか[]地区の法人の方に、広島菜をいくらか作付けをしてもらいたい。というようなお話がございまして、その関係の中で、今後の作付け計画も含めた計画が上がっていたと思います。

議長 よろしいですか。

5番 では、周りのここに来られることを皆さん、良しとされておるんですかね。今、推進委員さんが言われましたけども、塩分のこともあると思うんですけど。

事務局 はい、地域の方につきましては、今後、建物が出来た際の雇用の関係とかですね、基本的には町内の方を雇用していくといふという話を譲受人の方から聞いております。後は、先程ありました塩水、浄化槽の関係で3槽分離槽になりますが、実際、計画を上げてはいただいているんですが、浄化槽の関係になりますと、今後、許可が認められた段階で、浄化槽の関係の法手続き、施設の関係の手続きになってきますので、使用量など今の段階では3層でいいけるということではありますが、実際、浄化槽の関係の許可が出るのは、またそちらで正式に申請いただいて許可が出るという流れになってきます。その段階で、はっきりこれで足りるか足りないかという部分は、出てくることになると思います。それに伴って工事の内容とか変更するようであれば、また、農業委員会の方へ工事の内容変更なり、そう言った届出をしていただき、これにつきましては、報告事項にはなりますが、そう言った所でご報告させて頂くようになると思います。経過が変わらるようであればですね。

5番 地域の農産物をね、どんどん使っていただくのはありがたいことだと思うんですけど。上手く行くようにしてもらいたいなと思っております。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。他にはありませんか。

議長 6番委員。

6番 この工場の水は、どこを使われるんですかね。

事務局 地下水です。

- 6番 地下水。
- 事務局 はい、近くに昔、■さんがあったと言う所で、水があるということを聞いておられるということで。
- 6番 じゃけえ、浄水は一切使わない。
- 事務局 はい、水道は入っていないと聞いております。
- 6番 気になっているのが、先般、■地区の浄水の能力が落ちたという事で、■の浄水を接続した経過があります。ですから私が心配しているのは、もしそこで浄水を、まあどれくらい使われるか分からないんですけど、ちょっと住民の方へ不安が出ないようにお願いします。
- 事務局 地下水です。浄水は、使わないです。
- 事務局長 よろしいですか。
- 議長 はい。事務局。
- 事務局長 上水道につきましては、農業委員会、産業振興課で所掌しておりませんので、上下水道課の方で接続の申請があった時に、上下水道課として判断をされます。使用料であるとか、使用方法であるとか、色々出てきますので、それで合うか合わないかは上下水道課の方で判断されるということになります。
- 6番 分かりました。
- 議長 よろしいですか。他にはありませんか。
- 議長 質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。
(推進委員退席)
- 議長 それでは、採決いたします。申請通り許可として取り扱う方に賛成の方は、
拳手をお願いします。
(拳手全員)
- 議長 はい、ありがとうございました。全員拳手により、申請どおり許可として取り扱います。有り難うございました。

(議案第43号)

- 議長 続きまして、議案第43号「非農地証明申請について」(2件2筆)を議題といたします。

(議案第43号「非農地証明申請について」内容)

申請人	当該農地	地目地積	かい廃年月	証明を受けようとする理由	現地調査委員
■	■	畠1筆 530 m ² (現況原野)	H10年頃	地目変更	黒木啓・藤高
■	■	畠1筆 456 m ² (現況原野)	H10年頃	地目変更	原田・黒木清 楳奥

- 議長 報告をして頂く推進委員の入室をお願いします。
(推進委員入室)
- 議長 それでは、事務局の説明を求めます。
- 事務局 はい、議案集85ページをご覧ください。議案第43号「非農地証明申請について」でございます。(議案集により1件目について朗読説明。)以上です。
- 議長 1件目について、黒木啓之委員さんより報告願います。
- 黒木啓委員 はい、7月21日17時30分頃、藤高委員と現地の確認を行っております。お手元に写真があると思うんですけども、現状は唯一、写真のワイヤーメッシ

ユの近辺にある面積くらいがこの状態なんんですけど、ここを除いたその他の所は、木々が繁茂して原野からもうすでに山林に近い状態であるということから農地としての復旧も困難だし、農地ではないという判断を行っております。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、9番委員さん。

9番 これは、地区が■■■になっているんですが、勝見委員は同行はないんですか。縁故関係になるんですか。

議長 よろしいですか。

事務局 はい、はいそうです。

議長 よろしいですか。

議長 基本的に、前々から関係する方がおられる場合は、調査から外れるというふうにしておりますので、理解していただき、今後ともそういうふうにしていきますのでよろしくお願ひいたします。

議長 他にはありませんか。

議長 はい、他にはない様なので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。
(推進委員退席)

議長 次の件の報告をして頂く推進委員の入室をお願いします。(推進委員入室)

議長 それでは事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集85ページの2段目をご覧ください。(議案集により2件目について朗読説明。)以上です。

議長 2件目について、原田委員より報告願います。

原田委員 はい、それでは、議案43号「非農地証明について」7月16日に、黒木推進委員さん横奥推進委員さんと共に、本件に係る現地調査を実施いたしましたので報告申し上げます。91ページへ写真がございますが、これは大変きれいな状態でございます。この間16日に現地調査を行ったときは、人間の背丈は十分にある様な草が、一面に生えておりまして、これは立ち入るのに大変で「行かれんよね」というような草で、びっくりしました。この現地はですね、私の組内のお家の傍にあるものでございまして、よく存じておる訳でございますが、草はきれいに刈るとこういうふうな状況に見える所でございます。しかしながら、申請人が、遠方に居住しておられるために、この申請は適当ではなかろうかということで、3人の一致した意見といたしましたのでここで、併せてご報告いたします。以上です。

議長 はい、ありがとうございました。事務局からの説明、現地調査委員さんからの報告が終わりました。質疑・意見はありませんか。

議長 ありませんか。

議長 はい、質疑がないので推進委員の方はご退席ください。ありがとうございました。
(推進委員退席)

- 議長 それでは採決いたします。申請どおり許可として取り扱う事に賛成の方は
拳手をお願いします。 (全員挙手)
- 議長 はい、ありがとうございました。全員挙手により、申請どおり許可するもの
として取り扱います。ありがとうございました。
- (議案第 44 号・第 45 号)
- 議長 議案第 44 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画について(利用権設定)」及び議案第 45 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画案について(利用権設定)」は、関連がありますので一括して議題といたします。この議案はそれぞれ世羅町長より諮問されており、農業委員会の意見を求められております。事務局の説明を求めます。
- 事務局 失礼します。それでは、別冊議案第 44 号「農用地利用集積計画の作成について」それから同じく、別冊議案第 45 号「農用地利用配分計画の作成について」併せて説明いたします。まず、議案 44 号について 2 ページをお開きください。(以下、1 期間・2 新規再設定・3 貸借手数・4 地目別について、農用地利用集積計画の集計を概略説明)。全て 10 年以上の設定。
- 世羅地区 3 筆 2,233 m² 世羅西地区 3 筆 4,670 m²
合計 6 筆 6,903 m² (田 6 筆 6,903 m²)
- 次に議案 45 号について、3 ページをお開きください。農用地利用配分計画、農地中間管理機構を利用した借り受けの計画になりますが、重永 2 筆 603 m² を(農)ふるさと重永さんが、世羅西の 3 筆 4,670 m² を(農)穂 MINORI さんが借り受けの計画をされております。説明については以上です。
- 議長 はい、事務局からの説明が終わりました。質疑・意見はありませんか。
- 議長 ございませんか。
- 議長 原案が適当であると答申するものとして取り扱いますが、よろしいでしょうか。
- 議長 それでは採決いたします。賛成の方は拳手をお願いします。(全員挙手)
- 議長 はい、ありがとうございました。全員挙手により、原案が適当であると世羅町長に答申するものとして取り扱います。ありがとうございました。
- 本日の議案は、全てご審議頂きましたのでここで報告事項に移らせて頂きます。併せて議長も交代いたします。よろしくお願ひいたします。
- 事務局長 よろしいですか。
- 議長 はい、事務局。
- 事務局長 すみません。先ほどのですね、5 条申請の中の 3、4、5 の案件の中で、6 番委員の質疑の中でですね、■■の浄水の水が減ったので■■の方とパイプを繋いだ。と言うふうな話があったんですが、これにつきましては、■■の水が減ったのではなくてですね、■■の上水道施設がちょっと古くなってしまって。
- 6 番 いや、減ったと言ったんではなくて能力が落ちたと言ったんです。
- 事務局長 いや、同じです。能力が落ちたと言われたんですが、能力が落ちたわけでは

なくて、配水管等が昭和40年代から50年代古くなってしまっておりまして、破裂して漏れたりした時に、緊急的に水を行き来させるための、緊急連絡管という事で敷設をしております。能力が落ちたので繋いだと言うことではございませんので、これだけはちょっと、先ほど言えばよかったのですけど、申し訳ございません。付け加えさせてください。

(議長交代・作田副会長が進行)

15時10分

(協議事項)

議長 それでは「(1) 下限面積(別段の面積)の設定について」事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集92ページをご覧ください。協議事項「(1) 下限面積(別段の面積)の設定について」案でございます。協議理由ですが、企画課で登録している「空き家バンク」に付随した農地を処分するために設定した特段面積につきまして、令和3年第6回総会の議案第33号において農地法第3条の許可処分をいたしましたので、この度解除するものでございます。以下の区域を除くということで、[] を消したものであります。以上です。

議長 事務局の提案が終わりました。何かご意見、質問がございますか。

議長 ございませんか。

議長 それでは原案通りとして取り扱いますがよろしいでしょうか。

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)

議長 ありがとうございました。全員挙手により、原案が成立しました。

議長 次に協議事項「(2) 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について」事務局の説明を求めます。

事務局 はい、議案集93ページをご覧ください。協議事項「(2) 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」案でございます。この申し合わせ決議につきましては、令和元年12月に広島県農業会議より、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議の実施、及び今後の対応につきまして、通知がございまして、令和2年の1月の農業委員会総会において決議されております。それ以降は毎年度1回以上総会において決議する事となっておりますので、この度、協議事項としてあげさせていただいているものです。詳細につきましては事前に資料等送付させていただいておりますので、朗読は割愛させて頂きます。以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。何か質疑・意見はありませんか。

議長 ございませんか。

議長 それでは原案通りとして取り扱いますがよろしいでしょうか。

議長 それでは採決いたします。賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)

議長 賛成多数(全員挙手)により、原案が成立しました。ありがとうございました。

(報告事項)

議長 それでは、報告事項(1)については冒頭に報告がありましたので、報告事項(2)「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」事務局より報告を求めます。

事務局 はい、議案集 97 ページをご覧ください。報告事項（2）「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書について」です。相続の関係になります。権利を取得したものは、[REDACTED] の [REDACTED]さん、当該農地は [REDACTED]
[REDACTED] 外、合計 6 筆の 6,453 m² です。権利を取得した日は平成 28 年 9 月 29 日、権利を取得した理由は、父より相続でございます。以上です。

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは、報告事項（3）「農地転用（農業用施設）届出書の受理について」事務局より報告を求めます。

事務局 はい、議案集 98 ページをご覧ください。報告事項（3）「農地転用（農業用施設）届出書の受理について」です。農地法施行規則第 29 条第 1 項（農地の転用制限の例外）に該当するものです。（以下議案集により朗読説明）
(報告事項（3）農地転用（農業用施設）届出書の受理について内容)

申出人	当該農地	地目地積	事業概要	土地利用計画
[REDACTED]	[REDACTED]	田 1 筆 54 m ² (現況 雜種地)	農業用倉庫 1 棟 (始末書提出)	農振該当なし

議長 事務局からの説明が終わりました。

議長 それでは報告事項（4）「農地法第 5 条の規定による許可条件の履行延期について」事務局より報告を求めます。

事務局 はい、議案集 103 ページをご覧ください。報告事項（4）「農地法第 5 条の規定による許可条件の履行延期について」です。（以下議案集により朗読説明）

申請者	台帳地目等	転用目的	当時の工期等	履行延期となった理由	履行延期期間
譲受人 [REDACTED]	田 7 筆 畑 2 筆 6,226 m ²	完成 許可後 1 年以内 太陽光発電 設備	(R2.7.18)	東京都でのコロナウィルスによる度重なる緊急事態宣言により 人手不足や資材の輸入が一時的に困難となつたが、工事を見直し、着工の見込みがたつたため。	R4.6.30
譲渡人 [REDACTED]	第 2 種農地 農用地区域外	履行延期承認 R3.7.18 まで			

昨年度、履行延期承認を 1 回されたところです。以上です。

議長 はい、事務局からの説明が終わりました。

議長 はい、それでは、報告事項（5）「農業相談について」事務局より報告を求めます。

事務局 はい、議案集 104 ページをご覧ください。報告事項（5）「農業相談」についてです。相談日は令和 3 年 7 月 7 日（水）、場所は小国自治センターです。相談員は安井委員・島津委員です。相談が 1 件ありまして、農地購入、畑についてございました。相談内容及び回答及び参考事項につきましては、事前に総会資料等送付させていただいておりますので、内容の方の読み上げ等は、割愛させて頂きます。以上です。

議長 はい、事務局からの説明が終わりました。

（連絡事項）

議長 それでは、連絡事項（1）「今後の日程について」事務局から連絡をお願いし

ます。

事務局

はい、それでは、議案集 105 ページをご覧ください。

(連絡事項 (1)「今後の日程について」内容)

月 日	内 容	場 所	出席予定者	備 考
8月 4日	農業相談	中央自治センター	夏見委員 桜井委員	9:30~ 11:45
8月 10日	世羅町農業委員会役員会	世羅町役場南館 2階打ち合わせ室	役員全員	9:30~
8月 19日	農業委員会ウーマンネット広島 第 16 回総会 令和 3 年度第 1 回農業委員会 女性委員研修会	ひろしま国際ホテル	女性委員	13:00~
8月 25日	第 8 回世羅町 農業委員会総会	世羅町役場南館 3 階 会議室 2	委員全員	13:30~

(以下、議案集により朗読説明) 以上です。農業相談につきましては、今後の状況等もございますので、新型コロナウイルス感染症の状況によりましては、また中止の方、させて頂く可能性がございますので、その際には出席委員さんの方には、中止という事でご連絡の方、させて頂きたいと思います。以上です。

議長

はい、その他で事務局から何かありますか。

事務局

はい、当日配布させていただいている資料を少し説明させて頂きたいと思います。1 つは、新しい委員の任命に伴う農業委員さんの写真付きの席順、裏面には、農業委員 14 名と、別所地区には農地利用最適化推進委員 1 名が 6 月 1 日より就任されましたので新たに一覧を作成しております。続いて取扱注意をお願いしますが、農業委員会・農地利用最適化推進委員の委員、事務局の名簿です。こちらは、総会後、農地利用最適化推進委員さんへ送付予定です。

続いて、太陽光発電設備の落雷について前回の総会の中で 6 番委員さんからご質問して頂きまして、業者の方へ照会させていただいた中で、落雷の対策としては、避雷針を設けることが考えられるが、建設基準法上では避雷針の設置は高さ 20m を超える建築物とされております。今回の太陽光発電設備についてパネルは高さ 1.75m となっており落雷の可能性はかなり低いものであります。また、太陽光パネルは平らな形状となっているため、テレビのアンテナよりも落雷しにくい設計となっています。パワーコンディショナーもパネルの下に設置しているためこちらも落雷に合いにくくなっています。パネル、パワーコンディショナー、架台をセットにしてアースも取っておりますし、パネルの間の間隔も開けているため、火災等で近隣に、停電等も含めてだと思いますが、ご迷惑をお掛けすることはないと考えます。ということで業者の方からご回答をしていただいております。参考にその他 2・3 の業者の方にも確認しましたが、今まで雷とかで落雷受けたことはないと回答していました。

つづいて、全国農業新聞の中の記事と申込書等配布しております。町内では

- 地域の新規就農の関係の方が載っていたりとあります、会長さんから。
- 会長 はい、出来ましたら、皆さん方に農業新聞の購読をして頂きたい。よろしくお願ひいたします。現状農業委員は8名購読されていますが、14名おいでになりますので、出来ましたらよろしくお願ひいたします。
- 事務局 その他の関係、事務局からは以上です。
- 議長 はい、委員さんの方から連絡することがありますか。
- 会長 はい、いいですか。先ほど農業新聞の話もありましたし、私が（あいさつの際）新聞記事から話をさせていただいているが、この全国農業新聞の中からもありますので、定期的に総会が終わった後など、記事の話し合いもできたらなと思っております
- 議長 その他、何かありますか。
- 4番 はい。
- 議長 どうぞ
- 4番 最近、地域の人から私のところへ相談があるんですけど、相談を受けた時には、私が答えられないのは、事務局へ確認するんですけど。雑草が生えている・耕作していないというのがよくあるんですけど、今、パトロールしとるるじゃないですか。私が農業委員として相談を受けた場合は、パトロールの推進委員さんの方に、その現状を伝えたのが本筋なんですかね。順番で言つたら。こうなんですよと、推進委員に言うと。私等が直接事務局へ連絡した方がいいんですかね。
- 事務局 そうですね、基本手には現地確認の方もお願いさせていただいておりますので基本的に推進委員さんの方にお話ししていただいて、一緒に見ていただいて報告していただいて、そこで例えば、連絡先知りたいが不明ということであれば、事務局の方で調べる必要があると思いますので。
- 4番 それでは、私は相談を受けた場合は、その結果をそこから聞いて（相手へ）報告したらいいんですかね。
- 事務局 受けたらまず、最適化推進委員さんの方の方に話してもらって、現地と一緒に見てもらった後、事務局の方へ話をこうだったよと話をして頂ければ。はい。
- 4番 私が報告すればいいんですね。
- 会長 相談受けたらやっぱり、お返せんといけん。
- 4番 推進委員さんへ言って、（相手には）「時間がかかるけえ、ちょっと待ってよ」と言っておけばいいね。
- 議長 はい、その他何かありますか。
- 議長 はい、ありがとうございました。これを持ちまして第7回世羅町農業委員会総会を終了いたします。本日の会場の片付けは8番委員さんから14番委員さんにお願いします。はい、ありがとうございました。

(閉会)

15時29分